

2020年3月9日

声 明

## 国民の人権を制限する「新型コロナウイルス等対策特別措置法」改正に反対します

京都社会保障推進協議会  
議長 渡邊 賢治

政府は、新型コロナウイルス感染症を新型コロナウイルス等対策特別措置法の対象にする改正案を13日にも成立させようとしている。安倍首相によると「特措法」改正の理由は、「新型コロナウイルス感染症の急速な蔓延から国民を守るために緊急事態宣言を出し、学校などの施設の使用、臨時医療機関の設置のために個人の土地を使用できるようにするため」などという。

だが、宣言の発令の要件があいまいであったり、宣言をすることでなにができるのかなど極めて不明確だ。国民の権利を強く制限する内容を持つ「特措法」の議論をするよりも、現在、問題になっているさまざまな課題の解決を急ぐべきではないのか。学校の休校や大規模イベント開催自粛など一律的な対応ではなく、休校などによる子どもたちへの影響や雇用、地域経済など、さまざまな国民生活へのきめ細かな対応に注力すべきではないのか。中小企業への融資ではなく助成金制度の創設、フリーランスも含めたすべての労働者への所得保障、特に京都府保険医協会の調査で9割の医療機関でマスクが足りないことが明らかになったが、医療機関へのマスクなどの供給確保に全力をあげるべきではないのか。

また、「特措法」に関わり、「安倍首相の言うことに反対するのは止めよう」「いまは平時ではない。批判するときではない」など、多様な意見を否定する主張が散見されることに強く危機感を感じる。

私たちが最も大切にしている自由と民主主義が守られてこそ、新型コロナウイルス感染症対策はじめ、医療や介護・福祉・保育・障害など、国民の権利としての社会保障が保障されたいと考える。

イタリア・ミラノのドメニコ・スキラーチェ校長の言う、「集団の妄想に惑わされず、冷静に、十分な予防をしたうえで普通の生活を送ってほしい」との呼びかけを私たちも支持する。

私たちは、国民の権利を制限することになる「特措法」改正に反対する。そして、すべての国会議員に、冷静な、かつ十分な議論を期待するものである。

以上